

平成20年度『上尾一店逸品運動』参加店舗 募集要項

1. 目的 上尾市の商業活性化のためには、店舗(事業所)が自らの特色、個性、魅力をいま一度見つめ直し、消費者にアピールすることが必要であると考えます。店舗(事業所)の魅力を具体的な商品・サービスの形で表現した「逸品」を発掘・開発し、消費者に伝えていく活動が『上尾一店逸品運動』です。具体的には...
 - 店舗(事業所)の活性化<小さな経営革新>
 - (ア) 店舗(事業所)の商品・サービス内容の再認識・見直しのきっかけづくり。
 - (イ) 経営者・従業員の意識改革、人材育成。
 - 消費者(生活者)へ地元購買運動アピールと地元店舗再発見の機会提供。
 - 埼玉県福祉部『パパ・ママ応援ショップ』協賛店舗(事業所)の加入促進。
2. 主催 上尾商工会議所(商業観光振興委員会企画)
後援予定 埼玉県、上尾市
協力団体予定 上尾商店街連合会、上尾市商業近代化協議会、上尾市三業組合、上尾・伊奈鯨商組合(上尾地区)
3. 対象 との条件を満たす全ての業種とします。
上尾商工会議所会員事業所または協力団体所属会員で、スタンプラリー等『上尾一店逸品運動』の企画を遂行していただける店舗(事業所)。
埼玉県『パパ・ママ応援ショップ』に協賛申込をしていただける店舗(事業所)。
『パパ・ママ応援ショップ』とは、中学3年生までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に配布される「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると、割引などのサービスが受けられるものです。協賛店舗では、優待カードを提示したお客様に特典サービスを実施する必要があります。
4. 逸品の定義 スタンプラリーを実施しますので、お客様がわざわざ来店をしてお買い上げ(ご利用)いただいても、充分満足感を与えられる自慢の商品・サービスとします。
 - ・物販店では、商品・アフターサービス(フォロー)。
 - ・飲食店では、味・店舗の雰囲気(空間)。
 - ・その他(サービス業・建設業等)では、技術(職人技)・知識・独自サービス。
 - ・原則として平成20年11月中に販売(提供)できる商品(サービス)。エントリーされた逸品について、審査は行いません。各店舗・事業所が自信を持ってお客様にオススメできる商品・サービスをエントリー願います。
具体的に逸品の例として...
 - 豆腐屋さん 国産大豆100%使用の豆腐
 - 靴屋さん シニア向けウォーキングシューズ
 - 理美容業 髪年齢が若返る「ヘッド・スパ」
 - 不動産業 年中無休・24時間管理サービス
 - 建設業 外断熱、二重通気構造の省エネ住宅
5. 参加逸品登録数 80品予定<1店舗(1事業所)複数登録可。ただし申込多数の場合は、1品のみとさせていただきます。>
6. 逸品運動参加店・逸品の消費者へのPR方法
 - ・広報紙あびお11月号4ページ全面使用 ・店頭ポスター
 - ・ミニのぼり旗 店内に入ったとき、逸品がすぐわかるような表示物として
 - ・上尾商工会議所HPとくだね館にあびお原稿掲載
 - ・あげお祭り会場等でのPR活動 ・4大新聞記事掲載依頼
 - (・埼玉県子育て支援HPパパ・ママ応援ショップ店舗名等掲載)

7. 一店逸品期間限定スタンプラリーの実施

スタンプラリーは、店舗(事業所)と消費者との間に一体感が生まれるものと考えます。実際に消費者が来店する可能性がある、店舗(事業所)側は逸品の選出について真剣に取り組んでいただけのものと考えます。また、今回の一店逸品運動で、自身の店舗(事業所)の商品・サービス内容の再構築のきっかけになればと考えます。

<逸品にハンパものは出せない。胸はって出せる商品・サービスのエントリーをお願いします！>

- ・実施期間：平成20年11月1日(土)～11月30日(日)
- ・スタンプカード(台紙)は、あびお紙面中に印刷。スタンプカードの参加店店頭配布は、あびお(上尾一店逸品運動面)1万部増刷分配布で対応。
- ・参加店来店のみで1スタンプ、お買い上げで(ご利用で)さらに1スタンプ進呈。異なる3つの逸品店<3店舗(事業所)>以上のスタンプが押してあり、合計6個のスタンプの押印で応募可とする。抽選により当選者には景品プレゼント。当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

【スタンプラリー景品】(予定)

特賞	大画面液晶テレビ.....	1本
1等	任天堂ゲーム機「Wii」.....	5本
2等	産直品.....	50本
3等	参加店で使えるお買い物券(500円)...	200本

参加店で使えるお買い物券の使用期限は平成20年12月15日～平成21年1月31日までで、回収したお買い物券は、平成21年2月2日～平成21年2月27日まで上尾商工会議所にて換金いたします。

8. 参加登録料 *掲載料・グッズ代込み ...後日ご請求致します。

上尾商工会議所会員事業所 1品につき 5,000円(税込)

上尾商工会議所非会員事業所 1品につき 30,000円(税込)

1品で支店・営業所など複数店舗(事業所)実施の場合は、スタンプ代等として別途2,000円(税込)×複数店舗数の追加参加登録料が必要となります。

あびお等紙面上の掲載スペースは変わりません。

上尾商工会議所非会員の皆様へ...

今回の『上尾一店逸品運動』登録申込時に、上尾商工会議所の入会申込書を提出された方については、会員事業所の参加登録料とさせていただきます。上尾商工会議所の会費(最低年会費)は、個人事業所 年額12,000円、法人事業所年額16,800円、入会金2,000円となっています。上尾商工会議所創立40周年を迎える今年度に『一店逸品運動参加登録』とあわせ『商工会議所会員登録』をぜひお願い致します。

9. 業種分類 上尾商工会議所HPとくだね館の検索分類と同一の6分類とします。

飲食・宿泊(飲食業・ホテルなど)

生活用品(家電・雑貨・自動車など)

趣味・学び(カルチャースクール・学習塾など)

専門サービス・病院(理美容業・クリーニング・建築・設備工事・不動産賃貸管理など)

食品(食料品・生鮮・弁当販売など)

健康・ファッション(健康・衣料品など)

10. 申込方法 別添の申込書 ・ に必要事項をご記入の上、FAX及び郵送してください。

お申込み締切：9月19日(金)

申込順・申し込みはお早めに！

お問合せ・お申し込み

上尾商工会議所 担当：桑原・加藤

〒362-8703 上尾市上尾村750番地

TEL：773-3111(代) FAX：775-9090

E-mail：masa@ageocci.or.jp